

新型コロナウイルス 感染拡大下・収束後の労務・安全衛生管理

インターネット受講も受付中

労働者からの諸要求対応

コロナ下で一層多様化



労働者の健康確保対策

コロナ感染を含む



パワハラ防止と発生時の対応

就労環境悪化で増加が懸念



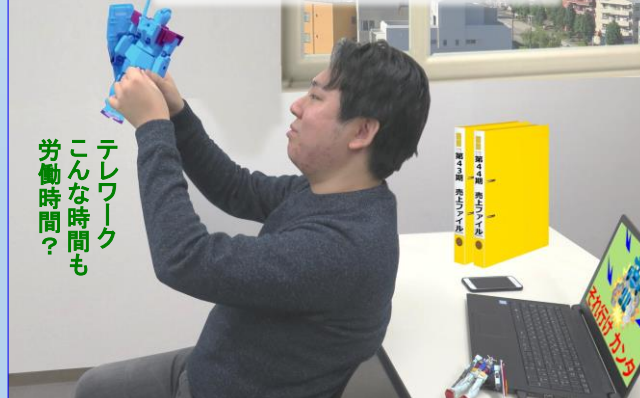
就業規則改定による労働条件変更

企業防衛のための労働条件不利益変更を含む



紛争・訴訟に繋がる労働時間解釈

増加するテレワーク等を含む



5つの労働重大
課題の対策を

5人の労働専門
弁護士が解説

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

令和3年度 労働トラブル防止総合講座 ご案内

新型コロナウイルスの感染は、ワクチン接種による早期収束が期待されますが、今後さらに多くの企業に大きな影響を与えることが予想されます。企業を存続させるために、労働者の休業、在宅勤務等の導入、労働条件の変更を行わざるを得ないこともあり、増加する解雇、雇い止め等も、労働トラブルの種となります。

新型コロナウイルス問題も加わり収束後も含め、企業を取り巻く労働環境は今後大きく変わるものと思われます。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働分野で活躍される弁護士に下記の内容をお聴きする、全5回の「労働トラブル防止総合講座」を本年度も開催します。ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

● **会場** 一般社団法人 **名北労働基準協会「大会議室」** 名古屋市北区清水1-13-1

「名鉄」清水駅徒歩4分 「地下鉄」市役所駅①番出口徒歩12分 「バス」市バス・名鉄バス 清水口より徒歩5分 ※近隣格安有料駐車場多数あり

● **時間** 13時30分～16時30分 ● **定員** 会場受講45名

インターネット受講も受付中 会場実施日の一週間後より視聴が可能です。 ※視聴可能期間は一週間です。

● **総括テーマ** **新型コロナウイルス感染拡大下・収束後の労務・安全衛生管理**

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、各テーマ・講演内容等が変更になることがあります。

第1回 令和3年6月30日(水)

コロナ下で一層多様化

「労働者からの諸要求対応の留意点」

西脇法律事務所 所長 弁護士 西脇 明典 氏

情報が容易に入手できる環境となり、労働関係法令も拡充され、就労をめぐる労働者の権利意識は近年強まる傾向にあり、労働者からの様々な要望・要求が企業に寄せられております。健全な労使関係を構築するためには、労働者の要望を聞き、可能な限りこれに応えることが重要です。



しかし、このような要望・要求の中には、一人の労働者のみの利益を目的とし、職場の秩序を損なうもの、業務の推進を阻害するものも見受けられます。

特に、都道府県労働局紛争調整委員会のあつせん、地方裁判所の労働審判、裁判、合同労組との団体交渉では、労働者側の要求を受け入れた場合、受け入れなかった場合に企業が受ける損失を考慮した高度な対応と判断が求められます。

多様化する労働者からの企業への要望・要求への対応方法と、要求が外部の紛争解決機関を交えた場合の留意点についてお聴きします。

多様化する労働者からの企業への要望・要求への対応方法と、要求が外部の紛争解決機関を交えた場合の留意点についてお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働問題をめぐる使用者・企業側の立場による、訴訟、労働審判、団体交渉の対応、相談を行い、事業主団体等での労働関係講演も数多い人気講師。労働基準協会主催講習でも18年間講師を担当。経営法曹会議幹事。元愛知労働局紛争調整委員会あつせん委員。元愛知県産業労働部労働福祉課労働相談員。

第2回 令和3年8月23日(月)

新型コロナウイルス感染を含む

「労働者の健康確保対策と企業責任」

成田・長谷川法律事務所 パートナー 弁護士 長谷川 ふき子 氏

新型コロナウイルスの感染防止に限らず、労働契約法では、企業に労働者の生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする安全配慮義務を課しております。

コロナも企業の瑕疵により、労働者が感染し、障害を受け、または死亡した場合、企業責任が問われることとなります。

また、ジクロロプロパンによる胆管がん、アスベストによるじん肺等の職業性疾病、過重労働による脳心臓疾患、パワハラ等による精神障害も、労働者側から莫大な損害賠償請求がなされる訴訟となることも度々です。

さらには、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」が策定され、疾病労働者の雇用も企業の課題ですが、就業上の措置、治療への配慮も企業責任の一つです。

ますます広範囲となる安全配慮義務を果たすため、企業としてどのような労務・安全衛生管理を行うかをお聴きします。



【講師プロフィール】

東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。愛知県弁護士会元副会長。愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働審判制度対策特別委員会委員、愛知県弁護士会両性の平等委員会委員。経歴を生かし、化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題への対応・講演も多い。

防止措置義務全企業対象化まであと半年弱！ 就労環境悪化で増加が懸念される 「パワーハラスメントの防止と発生時の適正対応」

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏

いじめ・嫌がらせ(パワーハラスメント)は、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度で、総合労働相談コーナーの民事上の個別労働紛争の相談、都道府県労働局長の助言・指導の申出、紛争調整委員会のあっせんの申請のいずれも、長年にわたり件数が連続トップの、労使紛争の不動のワースト1の項目です。

また、精神障害の労災支給決定の決定要因でも、第1位は、(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けたことであり、パワハラをめぐり加害労働者や企業に賠償を命じた裁判も多数行われております。

このような状況を受け、改正労働施策総合推進法(通称パワハラ防止法)が改正され、企業には相談窓口の設置等のパワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務付けられました。(中小企業は令和4年4月より)

パワハラ防止と発生時の対応は、業務上の適切な指導との区分が難しいところもあり、上司・部下ともに安心して働ける対策についてお聴きします。



【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。

企業防衛のための労働条件の不利益変更を含む 「就業規則改定による労働条件変更の留意点」

那須・岩崎法律事務所 弁護士 岩崎友就氏

新型コロナウイルスによる経営難に限らず、企業には組織存続のため、あるいは制度改革のために、労働者の労働条件を引き下げざるを得ないことがあります。



就業規則の変更は、労働基準法上は労働基準監督署への届け出等で可能ですが、労働条件の不利益変更は、民事上厳しい条件が課されております。

労働契約法では、労働者と合意することなく、就業規則を変更することで、不利益に労働条件を変更することはできないとしております。ただし、変更後の就業規則を労働者に周知し、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況等に照らして、合理的なものであるときは、変更を可能としております。

どのような状況下での不利益変更が認められ、どのようなものが認められないのかお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。使用者・企業側弁護士として数多くの訴訟、労働審判及び団体交渉等の代理人を務めるほか、人事労務問題をはじめとする企業活動にまつわる法律相談に応じている。働き方改革関連法や同一労働同一賃金原則など企業の労務問題に関するセミナーの講師も務める。経営法曹会議員。労働トラブルを防ぎ、企業を繁栄させる就業規則の作成、改定を行う。

今後さらに増加するテレワーク等を含む 「賃金支払、過労死・過労自殺訴訟に繋がる 労働時間の解釈」

庄司法法律事務所 所長 弁護士 庄司俊哉氏

新型コロナウイルス感染防止を機に増加する在宅勤務を中心とするテレワークは、通常の労働時間制、フレックスタイム制、みなし労働時間制のいずれかを導入するかによって、労働時間の把握方法と、業務と私的行為との区分方法が異なります。

なお、始業前・終業後の朝終礼・体操・掃除の時間も使用者の指示による、あるいは人事考課等の対象である場合は労働時間となります。また、休憩・仮眠等の時間も、電話・来客・上司の指示・緊急時に即時対応を求められる、労働から離れることができない待機時間である場合は労働時間となり、移動時間、研修・自己学習時間も、状況によっては同様の扱いとなります。

長時間労働と割増賃金未払いの防止のため、平成29年に労働時間適正把握ガイドラインが策定され、平成31年には労働安全衛生法で労働時間の把握が義務化されました。また、令和2年4月に労働基準法の賃金消滅時効が2年から当面3年となり、労働時間管理の厳密化が必要となり、その留意点をお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する90分の労働災害劇「波紋ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

●費用

会員 1回 6,310円 5回 26,500円 (5,050円割引)
 非会員 1回 8,350円 5回 35,070円 (6,680円割引)

【会場アクセス】

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
 「地下鉄」市役所駅①番出口より徒歩12分
 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書(コピー可)

令和3年度 労働トラブル防止総合講座

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号			名北労働基準協会員のみご記入ください。
事業場名			TEL () -			
			FAX () -			
			E-mail			
所在地	〒	事業内容		労働者数		名
受講者名	区分	氏名	所属部署・職名	受講区分(会:会場受講 イ:インターネット受講) ※ご希望の受講方法にレを付してください。		ご案内送付先
	ご記入不要です			<input type="checkbox"/> 5日間とも(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月30日(会・イ) <input type="checkbox"/> 8月23日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月22日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月10日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月21日(会・イ)		受講者・担当者(部署名) <small>○をつけてください</small>
				<input type="checkbox"/> 5日間とも(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月30日(会・イ) <input type="checkbox"/> 8月23日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月22日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月10日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月21日(会・イ)		会費支払時期
						令和 年 月 日

この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。